

他事業者から保安業務を受託している保安機関のみご提出ください。
自らの販売所の保安業務のみを実施している保安機関は提出不要です。

令和 5 年 月 日

保安業務実施状況報告 (受託保安機関用) 【 2022 年度報告用 】

三重県知事 あて

保安機関の名称
保安機関の所在地
認定番号

事業所の名称
事業所の所在地
電話番号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 132 条の規定により次のとおり報告します。

【 記入上の注意 】

- ・事業所ごとに作成し、複数の事業所がある場合は、本社等でとりまとめのうえ、認定を受けた県機関へ送付して下さい (電子メール、FAX 可) 。
- ・2022 年 4 月 ~ 2023 年 3 月の状況を記入し、2023 年 6 月 30 日必着で提出して下さい。
- ・県職員のご訪問時に、事業報告の提出状況を確認しますので、**提出した事業報告の写しを必ず保安機関で保管しておいて下さい。**

【 提出先 】

保安機関 認定番号	県機関名	管轄範囲	所在地	FAX 電子メール
2 4 A ...	防災対策部 消防・保安課	地域機関の管轄 をまたぐ場合	〒514-8570 津市広明町13 TEL: 059-224-2183	059-224-3350 shobo@pref.mie.lg.jp
2 4 I ...	桑名地域防災総合事務所 地域調整防災室	桑名市・いなべ市 木曾岬町・東員町	〒511-8567 桑名市中央町5-71 TEL: 0594-24-3821	0594-24-3795 wchiiki@pref.mie.lg.jp
2 4 B ...	四日市地域防災総合事務所 地域調整防災室	四日市市・菰野町 朝日町・川越町	〒510-8511 四日市市新正4-21-5 TEL: 059-352-0560	059-352-0589 ychiiki@pref.mie.lg.jp
2 4 J ...	鈴鹿地域防災総合事務所 地域調整防災室	鈴鹿市・亀山市	〒513-0809 鈴鹿市西条5-117 TEL: 059-382-9786	059-382-9792 zchiiki@pref.mie.lg.jp
2 4 C ...	津地域防災総合事務所 地域調整防災室	津市	〒514-8567 津市桜橋3-446-34 TEL: 059-223-5300	059-227-3170 tchiiki@pref.mie.lg.jp
2 4 D ...	松阪地域防災総合事務所 地域調整防災室	松阪市・多気町 明和町・大台町	〒515-0011 松阪市高町138 TEL: 0598-50-0503	0598-50-0618 mchiiki@pref.mie.lg.jp
2 4 E ...	南勢志摩地域活性化局 地域活性化防災室	伊勢市・鳥羽市 志摩市・度会郡	〒516-8566 伊勢市勢田町628-2 TEL: 0596-27-5115	0596-27-5251 nchiiki@pref.mie.lg.jp
2 4 F ...	伊賀地域防災総合事務所 地域調整防災室	伊賀市・名張市	〒518-8533 伊賀市四十九町2802 TEL: 0595-24-8003	0595-24-8010 gchiiki@pref.mie.lg.jp
2 4 G ...	紀北地域活性化局 地域活性化防災室	尾鷲市・紀北町	〒519-3695 尾鷲市坂場西町1-1 TEL: 0597-23-3407	0597-23-2130 ochiiki@pref.mie.lg.jp
2 4 H ...	紀南地域活性化局 地域活性化防災室	熊野市・御浜町 紀宝町	〒519-4393 熊野市井戸町371 TEL: 0597-89-6105	0597-89-6107 kchiiki@pref.mie.lg.jp

注意) この報告書の戸数は3月31日までに閉栓したものを除いた数にして下さい。
 ワードにより記載するときは、チェック を とすることでチェックしたものとします。

1. 保安業務実施状況等

保安業務 資格者 の数	液化石油ガス設備士	製造保安責任者	第二種販売主任者	業務主任者代理者	合計 人
	人	人	人	人	
	保安業務員	調査員	充てん作業者講習		
	人	人	人		

・「保安業務資格者の数」については延べ人員とし、合計のみ実人員として下さい。

保安業務認定区分	認定区分 (1 2 3 4 5 6 7)
認定取得年月日	年 月 日
認定更新期限年月日	年 月 日

・認定取得年月日は、最初に認定を受けた年月日を記入して下さい。

保安業務 の区分	保安業務計画書に記載 した一般消費者等の数	自店の 一般消費者等の数	保安業務を受託した 一般消費者等の数
1. 供給開始時 点検・調査	戸	戸	戸
2. 容器交換時等 供給設備点検	戸	戸	戸
3. 定期供給設備 点検	戸	戸	戸
4. 定期消費設備 調査	戸	戸	戸
5. 周知	戸	戸	戸
6. 緊急時対応	戸	戸	戸
7. 緊急時連絡	戸	戸	戸

保安業務の区分	保安業務受託販売所数	保安業務を行うべき一般消費者等の数	保安業務を実施した一般消費者等の数
1. 供給開始時 点検・調査	自店	戸	戸
	受託販売所数 件	(戸)	(戸)
2. 容器交換時等 供給設備点検	自店	戸	戸
	受託販売所数 件	(戸)	(戸)
3. 定期供給設備 点検	自店	A 2022年度対象(B除く) 戸	a 実施(e 2023年度前倒し分除く) 戸
		B 前年度以前の未実施分 戸	b 拒否数 戸
		-	c 不在数 戸
		-	d 未実施(b,c除く) 戸
		対象戸数(A+B) 戸	小計(a+b+c+d) 戸
		-	e 2023年度前倒し分 戸
	受託販売所数 件	A 2022年度対象(B除く) 戸	a 実施(e 2023年度前倒し分除く) 戸
		B 前年度以前の未実施分 戸	b 拒否数 戸
		-	c 不在数 戸
		-	d 未実施(b,c除く) 戸
		対象戸数(A+B) 戸	小計(a+b+c+d) 戸
		-	e 2023年度前倒し分 戸

(続く)

(続き)

保安業務 の区分	保安業務 受託販売所数	保安業務を行うべき 一般消費者等の数	保安業務を実施した 一般消費者等の数
4 . 定期消費設備 調 査	自店	A 2022年度対象(B除く) 戸	a 実施(e 2023年度前倒し分除く) 戸
		B 前年度以前の未実施分 戸	b 拒否数 戸
		-	c 不在数 戸
		-	d 未実施(b,c除く) 戸
		対象戸数(A+B) 戸	小計(a+b+c+d) 戸
		-	e 2023年度前倒し分 戸
		(再調査 戸)	実施した数の合計 戸
	受託販売所数 件	A 2022年度対象(B除く) 戸	a 実施(e 2023年度前倒し分除く) 戸
		B 前年度以前の未実施分 戸	b 拒否数 戸
		-	c 不在数 戸
		-	d 未実施(b,c除く) 戸
		対象戸数(A+B) 戸	小計(a+b+c+d) 戸
		-	e 2023年度前倒し分 戸
		(再調査 戸)	実施した数の合計 戸
5 . 周 知	自店	2022年度対象 戸	2022年度対象のうち 実施した戸数 戸
			上記以外 戸
	受託販売所数 件	2022年度対象 (戸)	2022年度対象のうち 実施した戸数 戸
			上記以外 戸

(続く)

(続き)

保安業務の区分	保安業務受託販売所数	保安業務を行うべき一般消費者等の数	保安業務を実施した一般消費者等の数
6 . 緊急時対応	自店	対象戸数 (顧客数) 戸	実際に現場対応 (電話対応のみは除く。) した戸数 戸
	受託販売所数 件	対象戸数 (顧客数) (戸)	実際に現場対応 (電話対応のみは除く。) した戸数 (戸)
7 . 緊急時連絡	自店	対象戸数 (顧客数) 戸	実際に連絡 (集中監視システムから連絡があったものを含む) があった戸数 (緊急時対応分を除く。) 戸
	受託販売所数 件	対象戸数 (顧客数) (戸)	実際に連絡 (集中監視システムから連絡があったものを含む) があった戸数 (緊急時対応分を除く。) (戸)

- ・ 「保安業務受託販売所数」の欄における「受託販売所数」には、保安業務を受託している他の事業者の販売所数を記入して下さい。
- ・ 「自店」の行には、報告者である保安機関が液化石油ガス販売事業者である場合に記載して下さい。
- ・ 定期消費設備調査の「不在数」は、調査又は再調査のために3回以上訪問したが、不在で調査又は再調査が実施できない一般消費者等の数を記載して下さい。詳細は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について (20140901 商局第3号) 第34条 (保安機関の業務等) 関係3.を参照してください。

2 . 保安業務規程の制定・改訂及び遵守の状況について

(1) 保安業務規程の制定・改訂日 (改訂日が複数ある場合、最終の改訂日を記載)

_____年 _____月 _____日 (制定・改訂)

(2) 保安業務規程において「保安業務の実施計画」を策定する旨の記載の有無
(以下のいずれかの をチェックして下さい。)

保安業務規程に、保安業務の実施計画を策定する旨の記載がある。
保安業務規程は、保安業務の実施計画を策定する旨の記載はない。

(3) 保安業務の実施計画 (年間・月間計画等) の策定の有無
(以下のいずれかの をチェックして下さい。)

実施計画を策定している。 (年間・半期・四半期・月間)
実施計画を策定していない。

3 . 役員又は構成員の変更の内容 (法人のみ)

変更の内容	
-------	--

4 . その他

(1) 赤色パトライト付き緊急車両 (道路交通法施行令第13条第6号)

- ・ 緊急時対応用に赤色パトライト付き緊急車両を保有する場合、その台数 _____ 台